

19 市町村基本構想等策定状況調

(平成22年4月1日現在)

市町村名	基本構想								基本計画		国土 利用 計画
	改 定	議 決 年 月	計 画 期 間	ア ン ケ ー ト	審 議 会	市 民 論 文 等	市 集 会 等	そ の 他	改 定	計 画 期 間	
長野市		19. 3	19. 4～29. 3	○	○	○	○	○		19. 4～24. 3	
松本市		18. 3	18. 4～23. 3	○	○	○	○	○		18. 4～23. 3	○
上田市		19.10	20. 4～28. 3	○	○	○	○	○		20. 4～24. 3	○
岡谷市		21. 3	21. 4～31. 3	○	○	○	○	○		21. 4～26. 3	○
飯田市	改	18.12	19. 4～28. 3	○	○	○		○	改	19. 4～24. 3	○
諏訪市		14. 6	14. 6～23. 3	○	○	○	○	○		19. 4～23. 3	○
須坂市		18. 3	13. 4～23. 3	○	○	○	○	○		18. 4～23. 3	○
小諸市		20.12	21. 1～28.12	○	○	○	○	○		21. 1～24.12	○
伊那市		19.12	21. 4～31. 3	○	○	○	○	○		21. 4～26. 3	○
駒ヶ根市		13. 3	13. 4～27. 3	○	○	○	○		改	20. 4～27. 3	○
中野市		19. 3	19. 4～29. 3	○	○	○	○	○		19. 4～24. 3	○
大町市		18.12	19. 4～29. 3	○	○	○	○	○		19. 4～24. 3	○
飯山市		14.12	15. 4～24. 3	○	○	○	○	○		20. 4～24. 3	○
茅野市		20. 9	20. 9～30. 3	○	○	○	○	○		20. 9～30. 3	○
塩尻市		16.12	17. 4～27. 3	○	○	○	○	○		17. 4～22. 3	○
佐久市		18.12	19. 4～29. 3	○	○		○	○		19. 4～24. 3	○
千曲市		19. 3	19. 4～29. 3	○	○	○		○		19. 4～24. 3	○
東御市		17. 3	16. 4～26. 3	○	○			○		21. 4～26. 3	○
安曇野市	改	19.12	20. 4～30. 3	○	○	○	○	○		20. 4～25. 3	
佐久											
小海町		21.12	22. 4～32. 3	○	○	○				22. 4～27. 3	○
川上村		15. 3	15. 4～25. 3	○	○	○				20. 4～25. 3	○

(注) 改は、平成21年4月1日～平成22年3月31日に改定したもの。

項目 市町村名	基本構想								基本計画		国土 利用 計画	
	改定	議決 年月	計画期間	ア ン ケ ー ト	審 議 会	市 民 集 会	民 論 等	文 書 等	そ の 他	改定		計画期間
南牧村	改	21. 3	14. 4～26. 3	○	○					改	21. 4～26. 3	○
南相木村		13. 3	13. 4～23. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	○
北相木村		13. 3	13. 4～23. 3	○	○						18. 4～23. 3	
佐久穂町	改	19. 3	19. 4～29. 3		○	○				改	19. 4～24. 3	
軽井沢町		15. 3	15. 4～25. 3	○	○	○				改	20. 4～25. 3	
御代田町	改	17.12	18. 4～28. 3	○	○	○	○				18. 4～23. 3	○
立科町		17. 3	17. 4～27. 3	○	○	○					22. 4～27. 3	○
上小 青木村		13.12	14. 4～24. 3	○	○	○	○				19. 4～24. 3	
長和町		18.12	19. 4～29. 3		○	○					19. 4～24. 3	
諏訪 下諏訪町		18. 3	18. 4～28. 3	○	○				○		18. 4～23. 3	○
富士見町		18. 9	19. 4～27. 3	○	○	○			○		19. 4～23. 3	○
原村		18. 3	18. 4～27. 3	○	○	○			○		18. 4～22. 3	○
上伊那 辰野町		13. 3	13. 4～23. 3	○	○	○	○				18. 4～23. 3	○
箕輪町		17. 1	17. 4～27. 3	○	○	○			○		17. 4～22. 3	○
飯島町		12.12	13. 4～23. 3	○	○	○			○		18. 4～23. 3	○
南箕輪村		17.12	18. 4～28. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	○
中川村		21.12	22. 4～32. 3	○	○	○					22. 4～27. 3	○
宮田村		13. 3	13. 4～23. 3	○	○	○	○	○			18. 4～23. 3	○
下伊那 松川町		18. 3	18. 4～28. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	
高森町	改	19.12	20. 4～28. 3	○	○	○				改	21. 4～24. 3	
阿南町		18. 3	18. 4～28. 3	○	○	○					18. 4～28. 3	

市町村名	項目	基本構想							基本計画		国土 利用 計画	
		改 定	議 決 年 月	計 画 期 間	ア ン ケ ー ト	審 議 会	市 民 集 会	論 議 等	文 書 等	そ の 他		改 定
阿智村	改	20. 3	20. 4～29. 3		○	○				改	20. 4～24. 3	
平谷村	改	18.12	18. 4～28. 3	○	○	○					18. 4～28. 3	
根羽村		17. 3	17. 4～27. 3	○	○						22. 4～27. 3	○
下條村		22. 3	22. 4～32. 3	○	○	○					22. 4～27. 3	○
売木村		18. 3	18. 4～27. 3		○	○					18. 4～27. 3	○
天龍村		13. 3	13. 4～23. 3	○	○						18. 4～23. 3	○
泰阜村		18. 3	18. 4～28. 3		○	○					18. 4～28. 3	
喬木村		18. 3	18. 4～28. 3	○	○	○					18. 4～28. 3	○
豊丘村		14.12	15. 4～25. 3	○	○	○				改	20. 4～25. 3	○
大鹿村		14. 3	14. 4～24. 3	○	○	○				改	19. 4～24. 3	○
木曾												
上松町		13. 6	13. 4～23. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	○
南木曾町		15. 3	15. 4～25. 3		○						20. 4～25. 3	○
木曾町		19.12	20. 4～30. 3	○	○			○			20. 4～25. 3	○
木祖村		20. 3	20. 4～30. 3	○	○	○					20. 4～30. 3	○
王滝村		13. 3	13. 4～23. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	○
大桑村		16. 3	16. 4～26. 3		○						16. 4～21. 3	○
松本												
筑北村	改	19. 3	19. 4～29. 3		○	○		○		改	19. 4～24. 3	○
麻績村		15. 3	15. 4～25. 3	○	○					改	20. 4～25. 3	
生坂村		22. 3	22. 4～32. 3	○	○	○					22. 4～32. 3	
山形村		14. 3	15. 4～25. 3	○	○	○				改	20. 4～25. 3	○
朝日村		21. 6	21. 4～31. 3		○					改	21. 4～26. 3	○

項目 市町村名	基本構想								基本計画		国土 利用 計画	
	改 定	議 決 年 月	計 画 期 間	ア ン ケ ー ト	審 議 会	市 集 会	民 論 意 等	文 等	そ の 他	改 定		計 画 期 間
大 北												
池田町	改	21. 3	21. 4～31. 3	○	○	○				改	21. 4～26. 3	○
松川村		22. 3	22. 4～32. 3	○	○	○			○		22. 4～27. 3	○
白馬村		18. 3	18. 4～28. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	○
小谷村		12.12	13. 4～23. 3		○	○					18. 4～23. 3	○
長 野												
坂城町		13. 3	13. 4～23. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	○
小布施町		13. 3	13. 4～23. 3	○	○	○			○		18. 4～23. 3	○
高山村		21.12	22. 4～32. 3	○	○	○					22. 4～27. 3	○
信濃町	改	21.12	22. 4～32. 3	○	○				○	改	22. 4～27. 3	
飯綱町	改	19. 3	19. 4～29. 3	○	○	○	○	○	○	改	19. 4～24. 3	○
小川村		21. 3	24. 4～31. 3	○	○						21. 4～26. 3	
北 信												
山ノ内町		12.12	13. 4～23. 3	○	○	○					18. 4～23. 3	○
木島平村		17. 3	17. 4～27. 3	○	○	○					17. 4～22. 3	
野沢温泉村		21.12	22. 4～32. 3	○	○	○					22. 4～27. 3	○
栄 村		12. 3	12. 4～22. 3	○	○				○		17. 4～22. 3	○

20 広域行政圏の計画等

地 域	広 域 市 町 村 圏			
	広 域 行 政 機 構	指 定	基本構想	基本計画
佐 久	佐久広域連合	S 44	H13～22	H18～22
上 小	上田地域広域連合	S 46	H12～24	H17～24
諏 訪	諏訪広域連合	S 47	H14～23	H19～23
上 伊 那	上伊那広域連合	S 45	H13～22	H20～22
飯 伊	南信州広域連合	S 44	H12～21	H17～21
木 曾	木曾広域連合	S 45	H19～28	H19～23
松 本	松本広域連合	S 46	H12～21	H17～21
大 北	北アルプス広域連合	S 46	H14～23	H19～23
長 野	長野広域連合	S 46	H15～24	H20～24
北 信	北信広域連合	S 46	H13～22	H19～22

地 域	構 成			人 口 (人)	面 積 (km ²)
	市	町	村		
佐 久	2	5	4	213,169	1,571.62
上 小	2	1	1	203,460	905.34
諏 訪	3	2	1	206,187	715.40
上 伊 那	2	3	3	189,586	1,348.28
飯 伊	1	3	10	171,657	1,929.19
木 曾		3	3	32,047	1,546.26
松 本	3		5	427,455	1,869.14
大 北	1	1	3	64,066	1,109.53
長 野	3	4	2	562,909	1,558.39
北 信	2	1	3	98,390	1,009.08
	19	23	35	2,168,926	13,562.23

ふるさと市町村圏				地方拠点都市
指 定	基本構想	基本計画	基 金	指 定
H元	H12～24	H17～24	1,900,391千円	H 6 . 9.19
H12	H14～23	H19～23	1,000,000千円	
H 3	H13～22	H20～22	1,000,000千円	
H 6	H12～21	H17～21	2,000,000千円	H 5 . 2.18
H 2	H19～28	H19～23	804,744千円	
H元	H12～21	H17～21	1,008,555千円	
H 4	H14～23	H19～23	634,000千円	
H 4	H15～24	H20～24	1,000,000千円	
H 5	H13～22	H19～22	1,000,000千円	

〈備 考〉

人 口：平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口

面 積：国土交通省国土地理院 平成21年10月1日現在

広域市町村圏（※）

広域行政圏計画策定要綱に基づき、各圏域の特性に応じた整備の目標を設定し、それぞれの地域の振興整備の課題を明確にした上で、個性的で活力ある地域づくりを目指した計画の策定及び施策の実施を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい一体性のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

ふるさと市町村圏（※）

ふるさと市町村圏推進要綱に基づき、従来の広域市町村圏施策を基礎としつつ、地域の自立的発展が見込まれる地方都市及びその周辺地域を一体とした圏域を策定し、その総合的、重点的な整備を推進し、広域市町村圏施策の一層の充実強化を図ることを目的とする。

地方拠点都市

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、地域における創意工夫を生かしつつ、広域の見地から拠点都市地域について都市機能の増進及び居住環境の向上を推進するための措置等を講じ、その一体的な整備の促進を図り、もって地方の自立的成長の促進及び国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

（※）国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱については、平成21年3月31日をもって廃止されたところであるが、地域の自主的な取組として実施されている。

21 定住自立圏構想推進施策の概要

定住自立圏構想推進施策の概要

1 経緯

- ・ H20. 1 総務省は、「定住自立圏構想研究会」を設置し、日常生活に必要な機能を備える圏域のあり方やその実現方策について研究開始
- ・ H20. 5 「定住自立圏構想研究会報告書」を公表
- ・ H20. 7 定住自立圏構想推進のための「地域力創造本部」（本部長：総務大臣）を設置
- ・ H20. 10 先行実施団体として飯田市ほか18圏域を決定（第一次認定）、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」を設置
- ・ H20. 12 「定住自立圏構想推進要綱」を設置（施行H21. 4. 1 但し先行分はH21. 1. 1より）

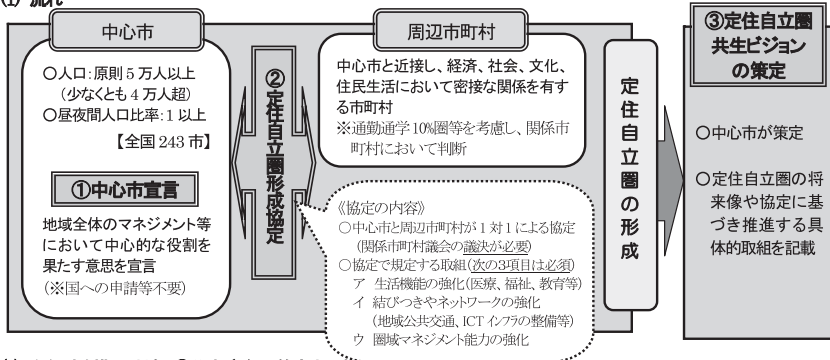
2 目的

地方圏への人口定住を促進するため、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史・文化など、それぞれの魅力を活用しつつ、相互に役割分担し連携・協力することにより、圏域全体に必要な生活機能を確保し、定住の受け皿を形成する。

3 仕組み

中心市と周辺市町村が自らの意思で1対1の協定を締結し、相互に具体的な役割分担を持ちながら施策を展開する。

(1) 流れ



(2) 主な財政措置(対象:③共生ビジョン策定市町村)

- ① 取組に対する包括的特別交付税措置(中心市:上限4,000万円程度、周辺市町村:上限1,000万円)
- ② 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の措置(充当率90%、交付税措置30%)
- ③ 外部人材活用に対する特別交付税措置(1市町村当たり700万円(上限))
- ④ 個別分野における特別交付税措置(地域医療の確保等)
- ⑤ 関係各省による支援(国庫補助に当たっての優先採択等)

(3) 都道府県の役割

定住自立圏の取組に対する必要な助言、都道府県担任事務との調整

4 全国を取組状況

- (1) 中心市:243市(うち県内は9市(長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、中野市、佐久市)が該当)
- (2) 中心市宣言及び協定締結状況
 - 中心市宣言:先行実施団体(全24市22圏域)+29市(29圏域:刈谷市等) 計53市(51圏域) (※H22.5.10現在)
 - 協定締結:形協定は飯田市(周辺13町村:全国初)、を含む25圏域、形成方針(合併一市圏域で形成)は6圏域 計31圏域(関係市町村数は延べ131団体(純125団体))
- (3) 共生ビジョン:策定市町村数23市(飯田市は全国初(H21.12.24))

5 飯田市の取組状況

- (1) 中心市宣言(H21.3.24)
- (2) 定住自立圏形成協定
関係する14の市町村議会で協定書締結について議決 ⇒協定書締結(H21.7.14) 全国初
- (3) 協定書に盛り込まれる主な事業
・市立病院を核とした救急医療体制の確保、地場産業センターの運営、地域公共交通ネットワークの構築 他
- (4) 共生ビジョンの策定: 共生ビジョン懇談会を発足(H21.8.11) ⇒H21.12.24 策定(全国初)

定住自立圏構想推進のための地方財政措置について(概要)

【対象団体】… 定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した周辺市町村

区 分	対象事業(経費)	措置内容																										
1	①定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費 ②定住自立圏の取組について、圏域住民への普及啓発に要する経費 ③定住自立圏共生ビジョン懇談会の開催に要する経費(中心市のみ対象)	【包括的な特別交付税措置】 左記の対象経費の一般財源の合計額(ただし、以下の額を上限とする) 中心市…※欄外の算定式を参照 周辺市町村…1,000万円																										
2	H21から、地活債のメニューとして「定住自立圏推進事業」を創設	充当率90%、元利償還金の30%を交付税措置(他の地活債事業と同じ)																										
3	外部人材の活用に対する財政措置 相応の専門知識、経験及び実績を有する人材の活用に係る謝金、旅費、資料作成費、会議費、調査委託費等 ○想定される事業 国が実施する以下のような人材支援事業の登録者又は派遣経験者等 ・地域活性化伝道師 ・地域人材ネット ・地域情報化アドバイザー ・観光カリスマ百選 ・地域医療アドバイザー	【特別交付税措置】 1市町村…700万円/年(上限) ※同一の定住自立圏を構成する市町村間での上限額の調整は可能 複数人材の活用が可能 ※共生ビジョンに外部人材の活用方針を明記のこと。 【措置期間】 初年度を含めた3年以内																										
4	定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業 ○融資対象となる取組の例 ①圏域における生活機能の強化に資する取組 ②圏域内外の結びつきやネットワークの強化に資する取組 ③圏域マネジメント能力の強化に資する取組	公益法人等が民間事業者等に融資等をするための資金として、中心市や周辺市町村が出資等を行い、圏域全体で1つのファンドを形成する事業 出資等に係る経費を一般単独事業債の一般事業の対象(充当率90%)とする。 その償還金の利子に0.5を乗じた額について特別交付税措置する。 【留意事項】 出資金が毀損しないための対策 ・確実かつ安全な事業計画及び収支計画の作成及び定期的な見直し ・融資の客観性及び安全性が担保される制度的枠組みの準備																										
5	地域総合整備資金(ふるさと融資)の取扱い 貸付限度額の引き上げ (1)貸付対象事業1件あたりの貸付限度額 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分/団体</th> <th>通常の地域</th> <th>定住自立圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常の施設</td> <td>都道府県・指定都市</td> <td>24億円</td> <td>37.5億円</td> </tr> <tr> <td>複合施設</td> <td>市町村</td> <td>6億円</td> <td>9.3億円</td> </tr> <tr> <td>複合施設</td> <td>都道府県・指定都市</td> <td>36億円</td> <td>56億円</td> </tr> <tr> <td>複合施設</td> <td>市町村</td> <td>9億円</td> <td>14億円</td> </tr> </tbody> </table> ※複合施設…貸付対象事業者が年度を超えて実施され、かつ複数の施設を一体的・複合的に整備するもの。 (2)貸付対象事業1件あたりの貸付額の借入総額に対する割合 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>通常の地域</th> <th>定住自立圏</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資比率</td> <td>20%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分/団体		通常の地域	定住自立圏	通常の施設	都道府県・指定都市	24億円	37.5億円	複合施設	市町村	6億円	9.3億円	複合施設	都道府県・指定都市	36億円	56億円	複合施設	市町村	9億円	14億円		通常の地域	定住自立圏	融資比率	20%	25%	
施設区分/団体		通常の地域	定住自立圏																									
通常の施設	都道府県・指定都市	24億円	37.5億円																									
複合施設	市町村	6億円	9.3億円																									
複合施設	都道府県・指定都市	36億円	56億円																									
複合施設	市町村	9億円	14億円																									
	通常の地域	定住自立圏																										
融資比率	20%	25%																										
6	個別の施策分野における財政措置 (1)病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置 定住自立圏内の中核的な病院(民間病院を含む)が実施する、病診連携等の事業に対し市町村が支出する経費 ○想定される事業 ・医師・看護師の派遣に要する経費 ・圏域内の巡回診療に要する経費 ・民間診療所等が交代して夜間休日診療を行うための経費 ・診療所等による訪問看護に要する経費 ・画像診断等の遠隔医療システム運営に要する経費 ・航空機等による救急患者搬送に伴い、市町村が負担した経費 ・上記の取組を行うための医療機関、医師会等の協議組織の運営に要する経費	【特別交付税措置】 市町村が支出した額に0.8を乗じた額 1市町村…1,000万円×0.8/年(上限) ※同一の定住自立圏を構成する市町村間での上限額の調整は可能 【留意事項】 国庫補助金、診療報酬、その他特定財源等との重複充当 へき地保健医療等に対する特別交付税措置との重複関係																										

(2)へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ	【特別交付税措置】遠隔医療システムの運営に要する経費について				
	措置率	<table border="1"> <tr> <td>通常</td> <td>定住自立圏</td> </tr> <tr> <td>0.6</td> <td>0.8</td> </tr> </table>	通常	定住自立圏	0.6
通常	定住自立圏				
0.6	0.8				
7 定住自立圏の形成に対応した辺地度数の算定要素の追加	辺地度数の算定要素のひとつとして、近隣の市役所等までの最短の距離を定めているが、定住自立圏形成協定を締結した市町村に限り、中心市の市役所までの最短の距離を算定することができることとしている。				

※中心市の措置額の上限(算定式)

$$\text{『1,000万円} + 3,000\text{万円} \times (A \times \alpha + 1) \times (B \times \beta + 1) \times (C \times \gamma + 1) \times (D \times \delta + 1)\text{』}$$

- A: (当該定住自立圏の周辺市町村の合計人口 / 中心市243市に対する通勤通学割合0.1以上の市町村の人口の平均値 $\times 0.95$) - 1
 - B: (当該定住自立圏の周辺市町村の合計面積 / 中心市243市に対する通勤通学割合0.1以上の市町村の面積の平均値 $\times 0.95$) - 1
 - C: (当該定住自立圏の周辺市町村数 / 中心市243市に対する通勤通学割合0.1以上の市町村数の平均値 $\times 0.95$) - 1
 - D: (当該中心市の昼夜間人口比率 / 中心市243市の昼夜間人口比率の平均値 $\times 0.95$) - 1
この場合において、合併市については、人口最大の旧市の昼夜間人口比率も含めて最大のものを用いることとする(平成11年度以降に複数回合併した場合において同じ。)
- $\alpha \sim \delta$: AからDまでの各項目の標準偏差を概ね一致させるための調整係数

上記AからDまでの人口、昼夜間人口比率の算出に用いる昼間人口及び夜間人口並びに通勤通学割合の算出に用いる就業者数及び通学者数については、国勢調査令(昭和55年政令第98号)によって調査した平成17年10月1日現在の数値(平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の数値の合計をいう。)を用いることとする。

【参考】関係各省の支援策

〔 H22.4.1付け事務連絡
総務省地域自立応援課 〕

(単位:百万円)

省名	施策名(担当課)	支援の内容	平成22年度 当初予算	補助率	交付対象
総務省	地域ICT活用広域連携事業 (情報流通行政局地域通信振興課)	優先採択の配慮	8,200	委託	都道府県、市町村等
労働省	産科医療機関施設・設備整備事業 (医政局指導課)	優先採択の配慮	1,282百万円 の内数	1/3、 1/2	都道府県(市町村、医療法人等が行う事業を都道府県が補助する場合も含む)
農林水産省	広域連携共生・対流等対策交付金 (農村振興局都市農村交流課)	優先採択の配慮	653	定額	民間団体等
	子ども農山漁村交流プロジェクト対策支援交付金 (農村振興局都市農村交流課)	優先採択の配慮	388	定額	民間団体等
	山村再生総合対策事業 (林野庁計画課)	優先採択の配慮	177	定額等	民間団体等
経済産業省	地域企業立地促進等補助事業 (地域経済産業グループ立地環境整備課)	採択審査の際、 一定程度配慮	2,188	2/3、定額	民間団体等
	地域企業立地促進等共用施設整備費補助金 (地域経済産業グループ産業施設課)	優先採択の配慮	1,376	1/2	民間事業者等
	環境調和型水循環プラント実証事業 (産業技術環境局水ビジネス・国際インフラシステム推進室、同局環境ユニット環境指導室)	定住自立圏に関する取組の中に本プロジェクトに関連する事業が含まれる場合は、本プロジェクトの個別事業の採択に当たり、当該取組についても考慮の上、案件を決定する方針。	700	委託 ※NEDO 交付金	民間団体等
国土交通省	社会資本整備総合交付金(仮称) (担当課、未定)	未定	2,200,000	未定	都道府県又は市町村
	定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業 (国土計画局広域地方整備政策課)	優先採択	105	委託	市町村、協議会
	地域公共交通活性化・再生総合事業 (総合政策局交通計画課)	交付の判断に当たって 一定程度配慮	4,020	定額、 1/2等	法定協議会
	地方鉄道の活性化 (鉄道局財務課)	交付の判断に当たって 一定程度配慮	2,009百万円 の内数	1/3等	鉄軌道事業者
	「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業) (鉄道局財務課)	交付の判断に当たって 一定程度配慮	782百万円 の内数	1/3	法定協議会等
	観光圏整備事業 (観光庁観光振興部観光地域振興課)	交付の判断に当たって 一定程度配慮	578	2/5	民間団体等
文部科学省	社会教育による地域の教育力強化プロジェクト (生涯学習政策局社会教育課)	採択にあたって 一定程度配慮	119百万円 の内数	委託	民間団体等
	韓国・外国人児童生徒受入促進事業 (初等中等教育局国際教育課)	交付額について 一定程度配慮	学校・家庭・地域の連携協力推進事業 13,093百万円 の内数	1/3	地方公共団体
	安全・安心な学校づくり交付金(学校給食施設整備事業) (スポーツ・青少年局学校健康教育課)	優先採択	88,006百万円 の内数	1/2、 1/3	地方公共団体(都道府県、市町村(組合を含む))
環境省	循環型社会地域支援事業 (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室)	優先採択	29	10/10	民間団体等

22 市町村のシンボル一覧

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥
長野市		～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”	リンゴの花	シナノキ	—
松本市		自然の躍動 文化の鼓動 人の輝き 「つながり ひろがり はばたく まつもと」	レンゲツツジ	アカマツ	—
上田市		日本のまん中 人がまん中 生活快適都市 ～水跳ね 緑かがやき 空 ころろ 晴れわたるまち～	—	—	—
岡谷市		みんなが元気に輝く たくましいまち 岡谷	つつじ	いちい	—
飯田市		住み続けたいまち 住んでみたいまち飯田 人も自然も輝く 文化経済自立都市	ミツバツツジ	リンゴ	—
諏訪市		ゆたかな自然と社会が調和する、 心豊かな、活力のある環境文化 都市	あやめ (はなしょうぶ) ニッコウキスゲ	きはだ カリン	—
須坂市		やさしさと活力あふれる美しい 共生・文化のまち	れんげつつじ	くますぎ	—
小諸市		みんなで育む 笑顔と自然が 響きあうまち 小諸	こもろすみれ	うめ	—
伊那市		二つのアルプスに抱かれた 自然共生都市	さくら	かえで	らいちょう
駒ヶ根市		アルプスがふたつ映えるまち	すずらん	赤松	—
中野市		緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち	バラ ジャクヤク	リンゴ もみじ	チョウゲンボウ
大町市		美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち	カタクリ	オオヤマザクラ	ライチョウ
飯山市		雪と寺の町 飯山	雪ツバキ	ブナ	オシドリ
茅野市		人も自然も元気で豊か 躍動する高原都市	りんどう	白樺	—

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥
塩尻市		ともに築く 自立と創造の田園都市	キキョウ	イチイ	—
佐久市		叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市	コスモス	からまつ	(魚) 佐久鯉
千曲市		千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く躍動の都市	節分草 あんず	あんず	—
東御市		さわやかな風と出会いの元気発信都市	レンゲツツジ	くるみ	(蝶) オオルリ シジミ
安曇野市		北アルプスに生まれこころ輝く田園都市 安曇野	わさび	けやき	—
小海町		人・まち・未来が輝くふるさと こうみまち	サラサド ウダンツツジ	カラマツ	—
川上村		千曲の源流——かわかみ	シャクナゲ	カラマツ	ウグイス
南牧村		おはよう 南牧 —オゾンいっぱい、ハートいっぱい、よろこびいっぱい、うまい野菜のみなみまき—	スズラン	オオヤマザクラ	ヒバリ
南相木村		いっしょに歩こう 自然村 ～みんな愛するいきいき南相木～	山桜	あかまつ	うぐいす
北相木村		太陽と緑と水のふるさとへのアプローチ	しゃくなげ	からまつ	やまどり
佐久穂町		水と緑のうるおい 人の ^{いと} な ^{かな} が 奏でる未来のふるさと	—	—	—
軽井沢町		『保健休養地』みんなで育み、未来につなげよう軽井沢のこころ	サクラソウ	コブシ	アカハラ
御代田町		浅間山に抱かれた高原の町	ヤマユリ	いちい	—
立科町		人と自然が輝く町	すずらん	しらかば	きじ

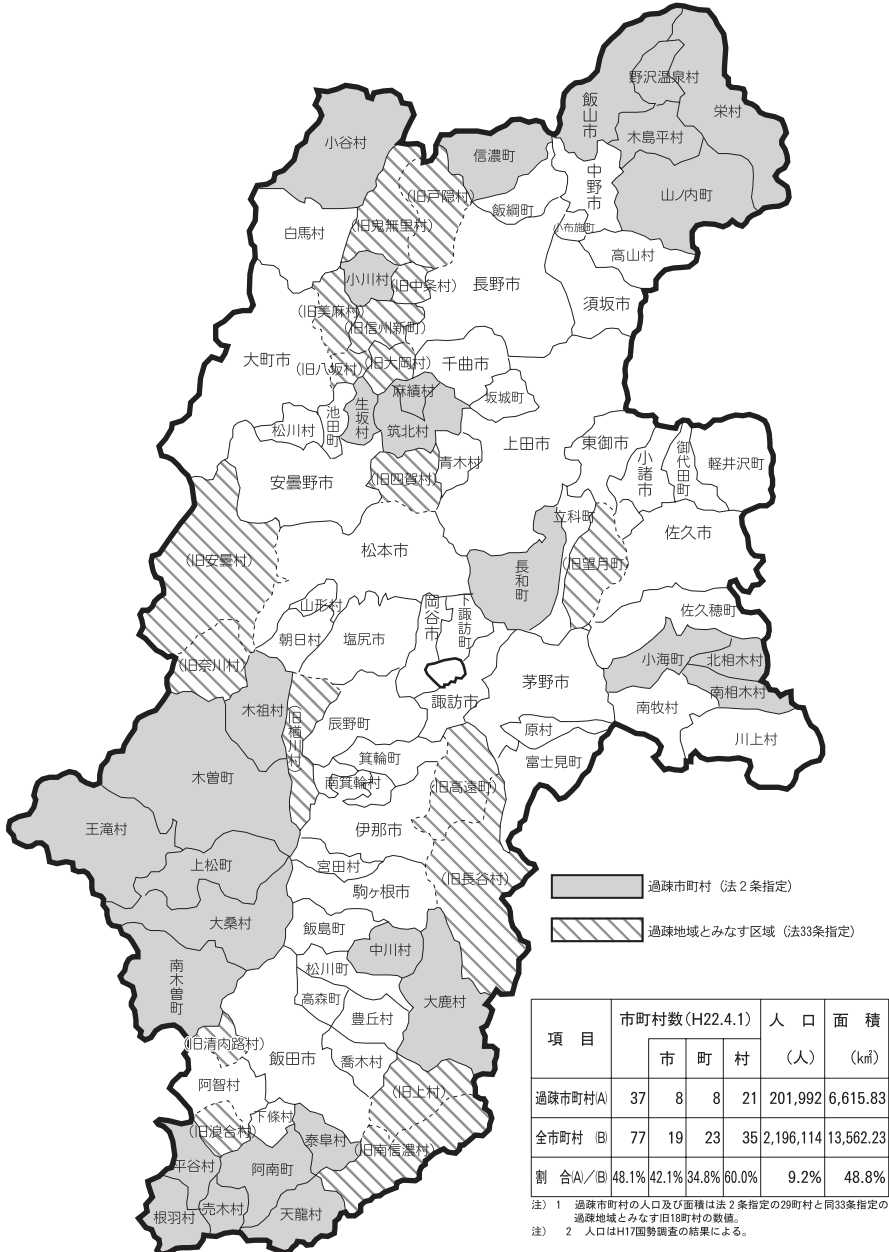
市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥
青木村		あ！青木村～未来への創造～ 子どもの笑いがこだまする郷 <small>さと</small>	アイリス	ネズ (ネズミ サシ)	きじ
長和町		森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ耀く 美しい郷	ツツジ	山桜	—
			特別シンボルとして『黒耀石』を制定		
下諏訪町		中山道と甲州街道が出会う 大社といで湯の宿場まち	つつじ	桜	—
富士見町		世界に展かれた高原の文化都市	すずらん	しらかば	—
原村		人も地域も輝く緑豊かな原村	レンゲツ ツジ	ヒメバラ モミ	—
辰野町		ひとまちも自然も輝く 光と緑とほたるの町 たつの	ふくじゅ 草	しだれ栗	—
			特別シンボルとして『げんじ螢』を制定		
箕輪町		人、地域が輝き創造と活力あふ れるまち 箕輪	いわやま つつじ	けやき	キセキレ イ
飯島町		緑いっぱい歴史の町	しゃくな げ	いちい	—
南箕輪村		素顔がいいね 南箕輪村	菊	赤松	—
中川村		自然たっぷり 笑顔たっぷり やすらぎの村	うちょう らん	ひのき	—
宮田村		人と自然にやさしい創造のみや だ	梅の花	—	—
			特別シンボルとして こますゆきそう		
松川町		人の輝く緑と水と太陽のまち —人の和のある地域協働のまち まつかわ—	梨の花	松	—
高森町		育ちあい支えあい、みんなで動かす 元気な町 たかもり	やまぶき	きんもく せい 柿の木	—
阿南町		魅力あふれる交流 <small>ふれあい</small> のまち あなん	ジャクナ ゲ	ハナノキ	ウグイス

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥
阿智村		歴史と湯けむりの里	ふくじゅ草 れんげつじ しだれ桜	とちのき しらかば なら	うぐいす
平谷村		歓びがゆきかう ぬくもりの里 ひらや	—	—	—
根羽村		緑と自然を生かしゆとりと安ら ぎのある村づくり	イワツツ ジ	杉	—
下條村		瞳かがやく下條村	コスモス	ハナノキ	—
売木村		「人・自然プラス…」 ～めざせ1億、負けるな売木～	ササユリ	ブナ	コマドリ
天龍村		信州に春をつげる村	やまゆり	しゅろ	ブッポウ ソウ
泰阜村		風水薫る ときめきの郷 やすおか	かたくり	ひめこま つ	山鳥
喬木村		小さくともアルプスの峰の如く 毅然と聳える美しい村喬木	九輪草	いちよう	うぐいす
豊丘村		心ふれあい しあわせ実感 うるおいの郷 とよおか	こぶし	赤松	—
大鹿村		ゆとりと感動 楽しみを発見す る 大鹿村	黒ゆり	白樺	キジ
上松町		世界に誇る木曾檜 水と緑がいやす郷	オオヤマ レンゲ	ヒノキ	コマドリ
南木曾町		歴史とひのきの薫る里	ミツバツ ツジ	ヒノキ	—
木曾町		日本のふるさと・豊かな水と緑 あふれる故郷、木曾	—	—	—
木祖村		木曾川の水が生まれる源流の里	リンドウ	トチの木	—

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥
王 滝 村		いま 現在を変えよう 未来をつくろ う みんなの知恵で	しゃくなげ	ひのき	—
大 桑 村		人が、暮らしが、自然が……健 康です サンライズおおくわ	シャクナ ゲ	ヒノキ	—
筑 北 村		自然に恵まれた「安心」と 「活力」のあふれるむら	つつじ	あかまつ	うぐいす
麻 績 村		真心と情熱 ～人と自然を大切にし、豊かで あたたかい心を育む故郷～	かたくり	こぶし	かっこう
生 坂 村		山なみに抱かれ いつまでも楽 しく暮らせる未来を創り出す村	ツツジ	かしわ	—
山 形 村		くらしと自然が響きあう村 和あい山形	サツキ	イチイ	—
朝 日 村		すこやかなところ すこやかなからだ すこやかな土づくり	カタクリ	アカマツ	—
池 田 町		てるてる坊主のふるさと 北アルプス展望の里	つつじ	赤松	—
松 川 村		安曇節のふるさと 松川	レンゲツ ツジ	赤松	—
白 馬 村		白馬の里に ひと集い くらし健やか むらごと自然公園	カタクリ	オヤマザクラ コブシ	—
小 谷 村		緑と雪と温泉のふるさと	大山ざく ら	ぶな	—
坂 城 町		ものづくりとやすらぎのまち —自然と人と産業とが共生する まちづくり—	ばら	えのき りんご	—
小 布 施 町		心に響く21世紀 夢を力に輝く未来へ	りんご 〔普及花〕 春みすみ草 夏サルビア 秋はぎ	栗	—
高 山 村		人と自然にやさしい活力ある 信州高山	シャクナ ゲ	いちい	—

市町村名	市町村章	キャッチフレーズ	花	木	鳥
山ノ内町		自然の恵みと生きる 元気創造 のまち フレッシュアップ やまのうち	りんご	つが	うぐいす
木島平村		ほっと・もっと・ずっと 自然劇場 きじま平	福寿草	けやき	—
野沢温泉村		四季の自然に彩られた ぬくもりの湯の郷・野沢温泉村	野沢菜の 花	ぶな	—
信濃町		美しい おいしい 安心豊か 自然の恵みを楽しむ町 ～「信濃町出身です」と誇れるふるさと～	コスモス	オオヤマ ザクラ	ウグイス
飯綱町		飯綱のふところに抱かれた 豊かなこころのふるさとをめざ して	—	—	—
小川村		美しく豊かな山里をめざして	山桜	山桜	うぐいす
栄村		みどり豊かな 心のやすらぐ村	カタクリ	桐	ブッポウ ソウ

23 長野県の過疎市町村（37市町村）（平成22年4月1日現在）



24 過疎地域市町村等一覧 (平成22年4月1日現在)

1 過疎地域市町村【平成12年度公示.12. 4. 1】

指定要件：次のⅠ及びⅡの両方を満たす市町村

Ⅰ 人口要件 (次のいずれかに該当する場合)

1 人口減少率

(平成7年【平成12年】国調／昭和45年【昭和50年】国調 [25年間]) 19%以上

2 人口減少率

(平成7年【平成12年】国調／昭和35年【昭和40年】国調 [35年間]) 30%以上

3 人口減少率

(平成7年【平成12年】国調／昭和35年【昭和40年】国調 [35年間]) 25%以上で、

(1) 平成7年【平成12年】国調の高齢者比率(65歳以上)24%以上又は

(2) 平成7年【平成12年】国調の若年者比率(15～29歳)15%以下

市町村名	国 勢 調 査 人 口			指定要件 1	
				人 口 増 減 率	
	S 35.10. 1	S 45.10. 1	H 7.10. 1	H 7 / S 45 (25)	
小 海 町	9,227	7,636	6,434	-15.7	
南 相 木 村	2,421	2,009	1,334	-33.6	■
北 相 木 村	2,104	1,787	1,148	-35.8	■
中 川 村	7,751	5,816	5,514	-5.2	
阿 南 町	10,343	8,261	6,565	-20.5	■
平 谷 村	1,121	679	660	-2.8	
根 羽 村	3,059	2,121	1,522	-28.2	■
壳 木 村	1,320	1,024	756	-26.2	■
天 龍 村	5,792	4,222	2,445	-42.1	■
泰 阜 村	4,139	3,189	2,270	-28.8	■
大 鹿 村	4,694	3,030	1,641	-45.8	■
上 松 町	9,643	8,424	6,641	-21.2	■
南 木 曾 町	10,771	8,020	6,112	-23.8	■
王 滝 村	3,862	2,266	1,232	-45.6	■
大 桑 村	7,994	6,338	5,015	-20.9	■
麻 績 村	5,080	4,512	3,499	-22.5	■
生 坂 村	4,855	3,684	2,559	-30.5	■
小 谷 村	7,917	5,893	4,307	-26.9	■
小 川 村	8,283	6,163	3,888	-36.9	■
栄 村	6,361	4,449	2,896	-34.9	■

II 財政力要件

平成8年度から平成10年度まで【平成10年度から平成12年度まで】の3年平均の財政力指数が0.42以下

(注) 【 】内は、過疎地域自立促進特別措置法第32条に基づき平成14年度に追加公示された団体及び平成17年度に市町村合併に伴い追加公示された団体に適用された基準

- ※ 国勢調査人口は合併前町村の合算値
- ※ 「■」は、各要件を満たしていることを示す。

(単位：人、%)

指 定 要 件 2・3						財 政 力 指 数	
人 口 増 減 率	高 齢 者 比 率		若 年 者 比 率		H 8～10平均		
H 7 / S 35 (35)	H 7		H 7				
-30.3	■	25.7	■	14.7	■	0.25	■
-44.9	■	28.7	■	12.4	■	0.16	■
-45.4	■	31.9	■	10.5	■	0.14	■
-28.9	■	23.0	■	14.7	■	0.21	■
-36.5	■	32.6	■	11.4	■	0.19	■
-41.1	■	33.5	■	10.2	■	0.15	■
-50.2	■	32.9	■	8.7	■	0.11	■
-42.7	■	35.3	■	8.6	■	0.09	■
-57.8	■	38.3	■	9.9	■	0.18	■
-45.2	■	33.3	■	10.5	■	0.13	■
-65.0	■	37.2	■	8.5	■	0.15	■
-31.1	■	26.0	■	14.0	■	0.27	■
-43.3	■	28.0	■	13.7	■	0.24	■
-68.1	■	22.4	■	14.6	■	0.19	■
-37.3	■	24.7	■	13.2	■	0.35	■
-31.1	■	31.3	■	14.4	■	0.16	■
-47.3	■	30.4	■	12.8	■	0.14	■
-45.6	■	25.2	■	14.3	■	0.33	■
-53.1	■	35.1	■	13.2	■	0.12	■
-54.5	■	35.7	■	8.7	■	0.13	■

【平成14年度公示. 14. 4. 1】

市町村名	国勢調査人口			指定要件 1	
				人口増減率	
	S40.10. 1	S50.10. 1	H12.10. 1	H12/S50 (25)	
木 祖 村	5,011	4,317	3,596	-16.7	

【平成17年度公示. 17. 10. 11】

市町村名	※ 国勢調査人口			指定要件 1	
				人口増減率	
	S40.10. 1	S50.10. 1	H12.10. 1	H12/S50 (25)	
筑 北 村	8,716	7,523	6,049	-19.6	■

【平成17年度公示. 17. 11. 1】

市町村名	※ 国勢調査人口			指定要件 1	
				人口増減率	
	S40.10. 1	S50.10. 1	H12.10. 1	H12/S50 (25)	
木 曾 町	20,924	18,156	14,866	-18.1	

【平成22年度公示. 22. 4. 1】

I 人口要件（次のいずれかに該当する場合）

- 1 人口減少率
（平成17年国調/昭和55年国調 [25年間]）17%以上
- 2 人口減少率
（平成17年国調/昭和35年国調 [45年間]）33%以上
- 3 人口減少率
（平成17年国調/昭和35年国調 [45年間]）28%以上で、
 (1) 平成17年国調の高齢者比率（65歳以上）で29%以上又は
 (2) 平成17年国調の若年者比率（15～29歳）14%以下

市町村名	国勢調査人口			指定要件 1	
				人口増減率	
	S35.10. 1	S55.10. 1	H17.10. 1	H17/S55 (25)	
飯 山 市	37,592	30,073	24,960	-17.0	■
長 和 町	10,854	8,185	7,304	-10.8	
山ノ内町	19,645	18,964	14,704	-22.5	■
木 島 平 村	7,735	6,077	5,312	-12.6	
野沢温泉村	5,873	4,966	4,259	-14.2	
信 濃 町	13,703	11,857	9,927	-16.3	

(単位：人、%)

指 定 要 件 2・3						財 政 力 指 数	
人 口 増 減 率		高 齢 者 比 率		若 年 者 比 率			
H12/S40 (35)		H12		H12		H10~12平均	
-28.2	■	29.2	■	12.9	■	0.34	■

(単位：人、%)

指 定 要 件 2・3						財 政 力 指 数	
人 口 増 減 率		高 齢 者 比 率		若 年 者 比 率			
H12/S40 (35)		H12		H12		H10~12平均	
-30.6	■	30.9	■	15.5		0.14	■

(単位：人、%)

指 定 要 件 2・3						財 政 力 指 数	
人 口 増 減 率		高 齢 者 比 率		若 年 者 比 率			
H12/S40 (35)		H12		H12		H10~12平均	
-29.0	■	27.1	■	13.2	■	0.27	■

II 財政力要件

平成18年度から平成20年度までの3年平均の財政力指数が0.56以下

※国勢調査人口は合併前市町村の合算値

(単位：人、%)

指 定 要 件 2・3						財 政 力 指 数	
人 口 増 減 率		高 齢 者 比 率		若 年 者 比 率			
H17/S35 (45)		H17		H17		H18~20平均	
-33.6	■	29.1	■	13.6	■	0.31	■
-32.7	■	31.9	■	12.7	■	0.26	■
-25.2		30.0		12.4		0.54	■
-31.3		31.1	■	12.7	■	0.18	■
-27.5		30.6	■	12.8	■	0.28	■
-27.6		30.2	■	12.4	■	0.45	■

2 過疎法第33第2項に定める「過疎地域とみなす区域」

指定要件：（合併後の市町村が法第2条に定める要件を満たさない場合）

次の要件に全て該当する場合は全域を過疎地域とみなし（法第33条第1項）、非該当の場合は廃置分合等前に過疎地域であった区域を過疎地域とみなす（法第33条第2項）。

①人口要件：S40～H12の35年間の人口が減少しており、かつS50～H12の25年間の人口が減少している。

②財政力要件：廃置分合等前3か年平均の財政力指数が0.42以下（(I)はH13～15、(2)～(9)はH14～16、(10)はH17～19、(11)はH18～20の3か年平均）

③規模要件（次のいずれかに該当する場合）

ア 人口が廃置分合等前の過疎地域市町村の人口の3倍以下であること

(1) 長野市のうち、旧大岡村、旧戸隠村、旧鬼無里村の区域（平成17年1月1日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10～ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1				
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)	人口減少率 H12/S40(35)			
新長野市	293,619	328,481	378,932	0.70	×	15.4	×	29.1	×
旧長野市	269,160	306,637	360,112	0.76	/	17.4	/	33.8	/
旧大岡村	3,405	2,477	1,544	0.14	/	-37.7	/	-54.7	/
旧豊野町	9,110	9,539	10,005	0.35	/	4.9	/	9.8	/
旧戸隠村	7,547	6,225	4,938	0.17	/	-20.7	/	-34.6	/
旧鬼無里村	4,397	3,603	2,333	0.13	/	-35.2	/	-46.9	/

(2) 松本市のうち、旧四賀村、旧奈川村、旧安曇村の区域（平成17年4月1日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10～ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1				
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)	人口減少率 H12/S40(35)			
新松本市	179,576	196,418	218,871	0.72	×	11.4	×	21.9	×
旧松本市	164,927	185,595	208,970	0.81	/	12.6	/	26.7	/
旧四賀村	7,828	6,751	6,108	0.22	/	-9.5	/	-22.0	/
旧奈川村	2,529	1,489	1,107	0.14	/	-25.7	/	-56.2	/
旧安曇村	4,292	2,583	2,686	0.40	/	4.0	/	-37.4	/
旧梓川村	9,284	8,762	10,162	0.33	/	16.0	/	9.5	/

(3) 塩尻市のうち、旧檜川村の区域（平成17年1月1日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10～ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1				
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)	人口減少率 H12/S40(35)			
新塩尻市	44,306	52,291	67,747	0.67	×	29.6	×	52.9	×
旧塩尻市	39,297	47,421	64,128	0.73	/	35.2	/	63.2	/
旧檜川村	5,009	4,870	3,619	0.24	/	-25.7	/	-27.8	/

(4) 佐久市のうち、旧望月町の区域（平成17年4月1日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10～ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1				
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)	人口減少率 H12/S40(35)			
新佐久市	90,298	89,981	100,016	0.46	×	11.2	×	10.8	×
旧佐久市	55,149	56,143	66,875	0.57	/	19.1	/	21.3	/
旧臼田町	15,409	15,794	15,962	0.37	/	1.1	/	3.6	/
旧浅科村	6,386	6,031	6,504	0.27	/	7.8	/	1.8	/
旧望月町	13,354	12,013	10,675	0.28	/	-11.1	/	-20.1	/

- イ 面積が廃置分合等前の過疎地域市町村の面積の2倍以下であること
 ④ 阻害状況の有無（①～③を全て満たす場合、総務省が阻害要因の有無を決定）
 廃置分合等市町村の交通通信、生活環境、高齢者等の保健・福祉、医療、教育、地域文化等の整備が十分ではなく、住民福祉の向上が阻害されていること。

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件			
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無					
				人口要件	面積要件						
19.0	×	18.8	×	×	×(0.68)	×	×(43.0)	×	×(2.4)	—	—
18.5	/	19.0	/	/	/	/	/	/	/	/	×
43.7	/	10.7	/	/	/	/	/	/	/	/	○
23.6	/	16.8	/	/	/	/	/	/	/	/	×
34.4	/	13.3	/	/	/	/	/	/	/	/	○
37.8	/	10.5	/	/	/	/	/	/	/	/	○

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件			
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無					
				人口要件	面積要件						
19.0	×	20.1	×	×	×(0.73)	×	×(23.1)	○(1.5)	—	—	
18.3	/	20.5	/	/	/	/	/	/	/	/	×
31.7	/	13.6	/	/	/	/	/	/	/	/	○
30.9	/	12.4	/	/	/	/	/	/	/	/	○
20.6	/	21.2	/	/	/	/	/	/	/	/	○
23.1	/	16.8	/	/	/	/	/	/	/	/	×

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件			
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無					
				人口要件	面積要件						
18.6	×	20.1	×	×	×(0.64)	×	×(18.7)	×	×(2.5)	—	—
18.1	/	20.3	/	/	/	/	/	/	/	/	×
27.8	/	16.4	/	/	/	/	/	/	/	/	○

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①～④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件			
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無					
				人口要件	面積要件						
22.6	×	17.0	×	×	×(0.49)	×	×(9.37)	×	×(3.3)	—	—
20.9	/	17.6	/	/	/	/	/	/	/	/	×
24.8	/	16.8	/	/	/	/	/	/	/	/	×
24.9	/	15.2	/	/	/	/	/	/	/	/	×
28.3	/	14.3	/	/	/	/	/	/	/	/	○

(5) 飯田市のうち、旧上村、旧南信濃村の区域（平成17年10月1日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10~ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1		人口減少率 H12/S40(35)		
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)				
新 飯 田 市	105,548	107,093	110,589	0.53	×	3.3	×	4.8	×
旧飯田市	98,701	102,137	107,381	0.58	/	5.1	/	8.8	/
旧 上 村	1,806	1,246	838	0.09	/	-32.7	/	-53.6	/
旧南信濃村	5,041	3,710	2,370	0.17	/	-36.1	/	-53.0	/

(6) 阿智村のうち、旧浪合村の区域（平成18年1月1日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10~ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1		人口減少率 H12/S40(35)		
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)				
新 阿 智 村	7,932	6,821	6,976	0.24	○	2.3	×	-12.1	×
旧阿智村	6,895	6,020	6,183	0.26	/	2.7	/	-10.3	/
旧浪合村	1,037	801	793	0.17	/	-1.0	/	-23.5	/

(7) 大町市のうち、旧八坂村、旧美麻村の区域（平成18年1月1日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10~ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1		人口減少率 H12/S40(35)		
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)				
新 大 町 市	37,024	37,311	33,550	0.48	×	-10.1	×	-9.4	×
旧大町市	32,085	33,844	31,011	0.60	/	-8.4	/	-3.3	/
旧八坂村	2,284	1,727	1,257	0.10	/	-27.2	/	-45.0	/
旧美麻村	2,655	1,740	1,282	0.11	/	-26.3	/	-51.7	/

(8) 伊那市のうち、旧高遠町、旧長谷村の区域（平成18年3月31日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10~ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1		人口減少率 H12/S40(35)		
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)				
新 伊 那 市	67,077	66,707	71,552	0.47	×	7.3	×	6.7	×
旧伊那市	51,944	54,468	62,284	0.57	/	14.3	/	19.9	/
旧高遠町	11,360	9,328	7,040	0.21	/	-24.5	/	-38.0	/
旧長谷村	3,773	2,911	2,228	0.17	/	-23.5	/	-40.9	/

(9) 阿智村のうち、旧清内路村の区域（平成21年3月31日公示）

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10~ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1		人口減少率 H12/S40(35)		
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)				
新 阿 智 村	9,179	7,830	7,757	0.20	○	-0.9	×	-15.5	×
旧阿智村	7,932	6,821	6,976	0.24	/	2.3	/	-12.1	/
旧阿智村	6,895	6,020	6,183	0.26	/	2.7	/	-10.3	/
旧浪合村	1,037	801	793	0.17	/	-1.0	/	-23.5	/
旧清内路村	1,247	1,009	781	0.07	/	-22.6	/	-37.4	/

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①~④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件	
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無			
				人口要件	面積要件				
23.6	×	16.5	×	×	×(0.55)	×(34.5)	○(2.0)	—	—
23.1	/	16.6	/	/	/	/	/	/	×
37.4	/	14.3	/	/	/	/	/	/	○
40.3	/	11.6	/	/	/	/	/	/	○

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①~④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件	
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無			
				人口要件	面積要件				
27.7	○	14.7	○	×	○(0.24)	×(8.8)	×(3.0)	—	—
27.3	/	14.8	/	/	/	/	/	/	×
31.1	/	13.5	/	/	/	/	/	/	○

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①~④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件	
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無			
				人口要件	面積要件				
23.8	×	15.8	×	×	×(0.48)	×(13.2)	×(5.6)	—	—
23.3	/	16.0	/	/	/	/	/	/	×
29.7	/	13.9	/	/	/	/	/	/	○
30.5	/	13.3	/	/	/	/	/	/	○

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①~④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件	
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無			
				人口要件	面積要件				
22.6	×	17.0	×	×	×(0.50)	×(7.7)	○(1.5)	—	—
20.8	/	17.6	/	/	/	/	/	/	×
33.7	/	12.9	/	/	/	/	/	/	○
38.2	/	13.7	/	/	/	/	/	/	○

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①~④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件	
高齢者比率(H12)	若年者比率(H12)	①人口要件	②財政力要件	③規模要件		④阻害状況の有無			
				人口要件	面積要件				
28.6	○	14.2	○	×	○(0.20)	×(4.9)	×(2.1)	—	—
27.2	/	14.7	/	/	/	/	/	/	×
27.3	/	14.8	/	/	/	/	/	/	×
31.1	/	13.5	/	/	/	/	/	/	○
36.4	/	10.2	/	/	/	/	/	/	○

(10) 長野市のうち、旧信州新町、旧中条村の区域 (平成22年1月1日公示)

市町村名	国勢調査人口			財政力要件 (財政力指数のH10~ 12平均で0.42以下)	法2条の指定要件1				
	S40.10.1	S50.10.1	H12.10.1		人口減少率 H12/S50(25)	人口減少率 H12/S40(35)			
新長野市	310,399	342,120	387,911	0.67	×	13.4	×	25.0	×
旧長野市	293,619	328,481	378,932	0.70	/	15.4	/	29.1	/
旧長野市	269,160	306,637	360,112	0.76	/	17.4	/	33.8	/
旧大岡村	3,405	2,477	1,544	0.14	/	-37.7	/	-54.7	/
旧豊野町	9,110	9,539	10,005	0.35	/	4.9	/	9.8	/
旧戸隠村	7,547	6,225	4,938	0.17	/	-20.7	/	-34.6	/
旧鬼無里村	4,397	3,603	2,333	0.13	/	-35.2	/	-46.9	/
旧信州新町	11,324	9,323	6,093	0.21	/	-34.6	/	-46.2	/
旧中条村	5,456	4,316	2,886	0.12	/	-33.1	/	-47.1	/

法2条の指定要件2・3				法33条第1項の指定要件(①~④を全て満たす場合、全域指定)				法33条第2項の要件	
高齢者比率(H12)		若年者比率(H12)		①人口要件	②財政力要件	③規模要件			④阻害状況の有無
						人口要件	面積要件		
19.4	×	18.6	×	×	×(0.71)	×(21.8)	○(2.0)	—	
19.0	/	18.8	/	/	/	/	/	×	
18.5	/	19.0	/	/	/	/	/	×	
43.7	/	10.7	/	/	/	/	/	○	
23.6	/	16.8	/	/	/	/	/	×	
34.4	/	13.3	/	/	/	/	/	○	
37.8	/	10.5	/	/	/	/	/	○	
36.3	/	11.2	/	/	/	/	/	○	
38.4	/	13.5	/	/	/	/	/	○	

25 辺地の市町村別一覧

(平成22年3月31日現在)

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定 農村	該 当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
長野市	6		11	18	35	20	9	35	6	23		4,422
松本市	6	4			10	8	8	2		8	2	1,461
上田市	3		5		8		7	4		8		925
岡谷市												
飯田市	1		14		15	5	11	2		11	4	1,825
諏訪市	1				1					1		152
須坂市	1				1		1	1		1		237
小諸市												
伊那市			10		10	6	6			6	4	1,183
駒ヶ根市	1				1		1			1		114
中野市		4	1		5			5		4		663
大町市			10		10	3	3	9		3		1,341
飯山市	3	1	2		6	6	4	6	6	6		929
茅野市												
塩尻市				1	1						1	113
佐久市	3		3		6	2	2			5	1	729
千曲市	1				1					1		117
東御市				3	3					3		335
安曇野市												
市計	26	9	56	22	113	50	52	64	12	81	12	14,546
(市数)					15	7	10	8	2	14	5	
小海町				1	1	1	1			1		108
川上村	8				8		8			8		1,080
南牧村	8				8		8			8		1,240
南相木村				1	1	1	1			1		146
北相木村				1	1	1	1			1		101
佐久穂町	17				17		14			17		2,434
軽井沢町												
御代田町												
立科町	1				1		1			1		218
佐久計	34			3	37	3	34			37	0	5,327
(町村数)					7	3	7			7	0	

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定 農村	該 当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
長和町			4		4	4	4			4		757
青木村	5				5		5			5		642
上小計 (町村数)	5		4		9	4	9			9		1,399
下諏訪町												
富士見町												
原村												
諏訪計 (町村数)												
辰野町	1	1			2		2			2		299
箕輪町												
飯島町												
南箕輪村												
中川村		3			3	3	3			3		311
宮田村												
上伊那計 (町村数)	1	4			5	3	5			5		610
松川町	3	3			6					4	2	733
高森町												
阿南町	3		5		8	8	3			8		1,239
阿智村	8	1			9	5	8			9		1,413
平谷村												
根羽村	5				5	5	5			5		741
下條村	5				5						5	565
売木村			3		3	3	3			3		319
天龍村	4				4	4	4			4		677
泰阜村			4		4	4	4			4		483
喬木村	4				4					4		442
豊丘村	4				4		4			4		427
大鹿村			7		7	7	7			7		980
下伊那計 (町村数)	36	4	19		59	36	38			52	7	8,019
					11	7	8			10	2	

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定 農村	該 当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
上松町				1	1	1	1			1		113
南木曽町	7				7	7	7			7		880
木祖村	2				2	2	2			2		207
王滝村				1	1	1	1			1		117
大桑村	1		1		2	2	2			2		211
木曽町		6	7		13	13	12			13		1,638
木曽計 (町村数)	10	6	8	2	26	26	25			26		3,166
波田町												
筑北村												
麻積村	1				1	1						105
生坂村			1		1	1	1			1		105
山形村	1				1						1	103
朝日村	1				1		1			1		109
松本計 (町村数)	3		1		4	2	2			2	1	422
池田町	2				2					2		215
松川村		2			2			2				225
白馬村	4	1			5			5	5	4		627
小谷村	6	2			8	8	8	8	8	8		1,080
北安曇計 (町村数)	12	5			17	8	8	15	13	14		2,147
坂城町												
小布施町												
高山村	1				1		1	1	1	1		102
信濃町			7		7	7	4	7	7	5		866
飯綱町												
小川村			3		3	3		3		3		393
長野計 (町村数)	1		10		11	10	5	11	8	9		1,361
					3	2	2	3	2	3		

項目 市町村名	総合整備計画					過疎	振山	豪雪	うち 特豪	特定農 農村	該当 しない	現在点数
	A	B	C	D	計							
山ノ内町			3		3	3	3	3	3	3		493
木島平村	2				2	2	2	2	2	2		331
野沢温泉村	4				4	4	4	4	4	4		573
栄村			5		5	5	5	5	5	5		831
北信計 (町村数)	6		8		14	14	14	14	14	14		2,228
総計 (市町村数)	134	28	106	27	295	149	192	104	47	249	20	39,225
					58	34	44	18	10	53	8	

過疎 過疎市町村
 振山 振興山村
 豪雪 豪雪地帯
 特豪 特別豪雪地域
 特定農 特定農山村地域
 総合整備計画

- A……平成22年3月31日時点総合整備計画有り
- B……平成22年度に新たに総合整備計画策定予定
- C……平成23年度以降に総合整備計画策定予定
- D……総合整備計画策定予定なし

26 辺地・準辺地の状況

(平成22年3月31日現在)

辺地 準辺地	年	市町村数	辺地数 ア	辺地人口(人)		辺地面積(km ²)		辺地度点数(点)	
				イ	イ/ア	ウ	ウ/ア	エ	エ/ア
辺地	平成2	89	386	71,844	186	1,575.7	4.1	52,437	135
	3	89	385	69,315	180	1,559.3	4.1	51,975	135
	4	89	383	69,790	182	1,587.0	4.1	51,596	135
	5	89	380	70,486	185	1,671.8	4.4	50,870	134
	6	89	377	69,131	183	1,664.2	4.4	50,161	133
	7	88	348	64,083	184	1,578.6	4.5	45,334	130
	8	87	327	59,289	181	1,498.5	4.6	42,590	130
	9	88	327	59,883	183	1,482.7	4.5	42,394	130
	10	88	316	56,683	179	1,459.1	4.6	41,060	130
	11	87	311	55,910	180	1,435.2	4.6	40,422	130
	12	88	309	55,129	178	1,450.5	4.7	40,091	130
	13	87	311	55,822	179	1,459.0	4.7	40,775	131
	14	86	305	54,571	179	1,431.6	4.7	40,075	131
	15	86	297	52,602	177	1,449.0	4.9	39,000	131
	16	86	295	50,262	170	1,383.2	4.7	38,054	129
	17	79	286	48,673	170	1,338.7	4.7	36,965	129
	18	62	300	52,227	174	1,424.6	4.7	38,777	129
	19	61	302	54,449	180	1,482.6	4.9	39,527	131
	20	60	312	56,552	181	1,517.2	4.9	41,103	132
	21	60	306	57,131	187	1,607.6	5.3	40,673	133
	22	58	295	55,784	189	1,603.9	5.4	39,225	133
	準辺地	平成2	59	126	24,156	191	355.2	2.8	11,230
3		59	124	25,069	202	418.5	3.4	11,083	89
4		58	114	22,589	372	372.2	3.3	10,168	89
5		58	108	20,887	193	333.1	3.1	9,635	89
6		57	106	20,611	194	319.2	3.0	9,441	89
7		54	100	18,102	181	274.7	2.7	8,932	89
8		56	109	20,047	184	327.5	3.0	9,777	90
9		55	112	20,431	182	361.6	3.2	9,999	89
10		56	119	21,522	181	370.2	3.1	10,634	89
11		58	119	21,515	181	386.2	3.2	10,652	90
12		62	121	21,229	175	398.8	3.3	10,863	90
13		63	122	21,497	176	376.2	3.1	10,883	89
14		57	118	20,123	171	362.2	3.1	10,183	86
15		56	114	20,995	178	363.0	3.1	10,579	90
16		55	115	22,408	195	322.5	2.8	10,356	90
17		52	114	22,112	194	318.2	2.8	10,244	90
18		42	104	22,321	215	316.5	3.0	9,399	90
19		43	102	21,561	211	328.3	3.2	9,224	90
20		40	102	20,296	199	330.1	3.2	9,164	90
21		37	99	18,813	190	284.7	2.8	8,872	89
22		37	106	20,448	193	314.7	3.0	9,483	89

(注)平成7年度から「他の地域開発制度」の指定状況に「豪雪地帯」と「特定農山村地域」が新たに加わっている。

他の地域開発制度の指定状況						左のいずれにも 該当しない 数
過疎該当 当キ	振興山村 該当カ	豪雪地帯 コ	うち特豪 地帯サ	特定農山村 地域セ	辺地	
191	246		54			88
201	241		52			90
198	239		56			90
200	241		58			85
198	244		58			84
176	220	113	52		235	33
163	202	108	51		251	22
160	204	106	50		277	22
158	197	102	49		268	22
152	190	102	48		262	23
153	191	102	48		256	23
133	192	104	47		261	22
130	193	101	46		259	23
132	185	99	45		254	21
130	179	102	44		250	21
127	174	101	45		242	20
137	183	105	45		253	22
132	186	102	43		253	22
137	197	105	47		264	22
138	201	104	47		260	20
131	192	104	47		249	20
62	81		21			32
61	78		19			35
58	68		14			34
53	64		11			34
48	59		12			36
47	57	36	14		64	16
55	63	40	14		76	12
57	66	41	14		84	10
60	70	43	13		91	11
64	61	40	11		91	11
65	72	40	16		95	10
60	74	42	16		96	11
55	71	41	16		93	10
57	73	41	14		95	9
54	70	39	13		87	12
53	68	34	10		88	12
44	58	36	11		75	12
43	56	38	13		73	12
36	53	32	6		74	10
33	46	32	6		69	12
38	48	33	5		76	14

27 市町村別地域指定等一覧

(平成22年4月1日現在)

略称 市町村名	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
小諸市				○	
佐久市	●	黒田・大月、東立科・美笹、丸山・馬坂・広川原、湯原新田・十二新田、協西・合の沢・大木・長者原・春日西久保・東久保、印内原・御牧原（望月）	内山、春日	大沢、内山、志賀、切原、田口、本牧、布施、春日、協和	
佐 小海町	○	芦平	○	○	
川上村		川端下、梓山、居倉、樋沢、秋山、大深山、原、御所平	○	○	
南牧村		平沢、野辺山、板橋、川平、広瀬、市場、海ノ口、海尻	○	○	
南相木村	○	三川・立原	○	○	
北相木村	○	白岩	○	○	
久 佐久穂町		大張・中尾・屋敷入、中谷、矢沢・宿戸、古谷、うその口、松井、八郡、大石、佐口、馬越、余地本郷、平川原、大日向本郷、下川原、館・旭、大岳、影・新田	大日向、栄、畑八	○	
軽井沢町			伍賀	×	
御代田町				×	
立科町		蓼科・中尾	芦田	○	
小計	● ○ ¹ / ₃	8 (43)	9 < ⁵⁽⁶⁾ / ₄₍₇₎	9 (32)	-

略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
市町村名						
上	上田市		菅平東組、菅平向組、菅平西組、渋沢、野倉、余里、上本入西部、上本入東部	傍陽、長室賀、西内、武石	東内、西内、殿城、西塩田、室賀、傍陽、長、本原、武石	○※1
	東御市		聖、奈良原、東・西入		○	
小	長和町	○	鷹山、小茂谷、姫木、男女倉	大門、和田	○	
	青木村		入奈良本、弘法、釜房、湯原宮沢、原池	青木	○	
	小計	○1	4 (20)	3 (8)	4 (20)	1
諏訪	岡谷市				×	
	諏訪市		後山		湖南	
	茅野市				米沢、豊平、泉野、金沢、湖東、北山	
	下諏訪町				○	
	富士見町				○	
	原村				×	
小計	—	1 (1)	—	4 (13)	—	
上伊那	伊那市	●	横山、平沢、杉島、小屋敷、上新山、荊口、松倉、片倉、御堂垣外、黒沢	長藤、三義、藤沢、伊那里、美和	長藤、三義、藤沢、高遠、河南、伊那里、美和	
	駒ヶ根市		東部	中沢	中沢	

略称 市町村名		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
上	辰野町		鴻ノ田、上野	川島	○	
	箕輪町			東箕輪	東箕輪	
	飯島町				七久保	
伊	南箕輪村				×	
	中川村	○	上北山方、桑原、飯沼	南向	○	
那	宮田村				×	
	小計	● ¹ ○ ₁	4 (16)	5 (9)	6 (16)	
下	飯田市	●	梨子洞、毛呂窪、大屋敷、山中、法全寺、米峰、芋平、箱川、田力、泉垣外、程野、下栗、中郷、須沢・中根、此田	千代、上、木沢、和田、八重河内、南和田	飯田、下久堅、千代、上久堅、上、木沢、和田、八重河内、南和田	○※ ²
	松川町		峠、柄山、長峰、中山、増野、西山		生田	
	高森町				○	
伊	阿南町	○	和合、和知野、帯川、梅田、鴨目、日吉、大島、新木田	和合	○	
	阿智村	●	本谷園原、大野、伍和南、奥藤、浪合北部、浪合東部、浪合中央部、浪合治部坂、上清内路	智里、浪合、清内路	○	
那	平谷村	○		○	○	
	根羽村	○	北洞、東洞、新井、小名戸、桧原	○	○	

略称 市町村名		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
下伊那郡	下條村		新田、親田、入野、阿知原、小松原		×	
	売木村	○	岩倉、軒川、南部	○	○	
	天龍村	○	向方、坂部、大久那、大河内	○	○	
	泰阜村	○	金野、稲伏戸、三耕地、万場・黒見・明島	○	○	
	喬木村		大島、加々須、氏乗、上の原		○	
	豊丘村		福島、佐原、長沢、壬生沢	神稲	○	
	大鹿村	○	梨原、北入、上青木、中峯、清水、上蔵、河倉	○	○	
小計	● ² ○ ⁷	12 (74)	10 < $\frac{6}{4}$ ⁽⁷⁾ (11)	13 (31)	1	
木曾郡	木曾町	○	髭沢、下条、倉本、井原、屋敷野、牧、梓本、上条、川上・正沢、新地・渡沢、藤沢・小西、越・西又、小野原	新開、日義、開田、三岳	○	
	上松町	○	東奥	○	○	
	南木曾町	○	与川、柿其、広瀬、塚野、蘭、向栗畑・栗畑、大野正兼	○	○	
	木祖村	○	栗屋、栃の木	○	○	
	王滝村	○	野口	○	○	
	大桑村	○	伊奈川、小川	○	○	
	小計	○ ⁶	6 (26)	6 < $\frac{5}{1}$ ⁽⁷⁾ (4)	6 (12)	-

略称 市町村名	過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
松本市	●	会吉、執田光、保福寺町上手町、みより、番所、沢渡、中塔、小室、三和、入田	錦部、中川、奈川、安曇	入山辺、今井、片丘、本郷、錦部、会田、五常、中川、奈川、安曇	○※3
塩尻市	●	勝弦	榑川	宗賀、榑川	
安曇野市				東川手、西穂高、鳥川、三田	○※4
波田町				×	
筑北村	○		本城、坂井	○	
麻績村	○	高桑部		×	
生坂村	○	小立野	生坂	○	
山形村		美野里ヶ丘		×	
朝日村		御馬越	○	○	
小計	● ² ○ ³	6 (15)	5 < $\frac{1}{4}$ (1) (8)	6 (23)	2
北					
大町市	●	川手、塩ノ川、加蔵、青木、海の口、築場、中綱、高瀬入・高瀬分譲地、宮本、千見	八坂、美麻	八坂、美麻	○※5
安					
池田町		陸郷、広津		陸郷、広津	
曇					
松川村		鼠穴、川西		×	○
白馬村		内山、青鬼、嶺方、野平、落倉		北城	◎

略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
市町村名						
北 安 曇	小谷村	○	大網、清水山、土谷、池原、白馬大池、土倉、大渚、北小谷	○	○	◎
	小計	● ○ 1 ○ 1	5 (27)	2 < $\frac{1}{1}$ (3) 1 (2)	4 (8)	◎ ◎ 2 ◎ 2
長 野	長野市	●	十二、山新田、高野、小田原、古藤、大森、芋井南部、門沢、下平、信里北部、小坂、七二会東部、宇和原、信級、信州新町南部、信州新町西部、長井、日下野東、日下野、地京原、伊折、奈良井、上組、和平、吉原、芋井飯綱、七二会北部、新田・聖北台、笹久、川口、坪山、上楠川、東京、峯区南、根越	豊栄、大岡、戸隠、鬼無里	浅川、川柳、塩崎、信里、真島、豊栄、西条、保科、大岡、牧郷、戸隠、柵、鬼無里、日里、栄、水内、信州新町、中条	◎ ※ 6
	須坂市		峰の原	仁礼、豊丘	仁礼、豊丘	○ ※ 7
	千曲市		大田原横手		森、倉科、桑原、八幡、力石、更級	
	坂城町				×	
	小布施町				×	
	高山村		奥山田	○	○	◎
	信濃町	○	古海、菅川、柄山、高沢、黒姫・長水、富が原、北信	信濃尻	柏原、信濃尻、三水	◎
	飯綱町				×	○
	小川村	○	薬師、味大豆、法地		○	○
	小計	● ○ 1 ○ 2	6 (48)	4 < $\frac{1}{3}$ (2) 3 (7)	6 (35)	○ ◎ 5 ◎ 3

略称		過疎	辺地	振興山村	特定農山村	豪雪
市町村名						
北	中野市		牧ノ入、梨久保、涌井、奥手山、碓、三保		豊井、永田	○
	飯山市	○	富倉、一山、岡山上段、岡山下段、桑名川、斑尾	岡山	柳原、岡山、瑞穂	◎
	山ノ内町	○	発哺、丸池、熊の湯	平穩 夜間瀬	○	◎
	木島平村	○	馬曲、高社山	住郷 上木島	○	◎
	野沢温泉村	○	虫生、七ヶ巻、東大滝、平林	市川	○	◎
信	栄村	○	秋山、泉平、中央、小滝、北野	○	○	◎
	小計	○5	6 (25)	5 < $\frac{1}{4}$ (6)	6 (15)	○1 ◎5
県	計	●8 ○29	58 (295)	49 < $\frac{20}{29}$ (28/62)	64 (205)	○12 ◎10

備考

過疎	<ul style="list-style-type: none"> ○過疎法2条指定 ●過疎法33条2項指定 <ul style="list-style-type: none"> ・佐久市 (旧望月町の区域) ・松本市 (旧四賀村、奈川村、安曇村の区域) ・塩尻市 (旧栖川村の区域) ・長野市 (旧大岡村、戸隠村、鬼無里村、信州新町、中条村の区域) ・伊那市 (旧高遠町、旧長谷村の区域) ・飯田市 (旧上村、旧南信濃村の区域) ・阿智村 (旧浪合村、清内路村の区域) ・大町市 (旧八坂村、旧美麻村の区域)
辺地	辺地名
振興山村 特定農山村	○市町村全域指定 地名は指定地域
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ○豪雪 ◎特定豪雪 <ul style="list-style-type: none"> ※1 旧塩田町、旧川西村、旧丸子町、旧武石村を除いた地域。 ※2 旧南信濃村の地域。 ※3 旧安曇村の区域。 ※4 旧穂高町、旧堀金村の区域。 ※5 旧八坂村を除いた地域。 ※6 特別豪雪地帯は、旧戸隠村、旧鬼無里村の地域。豪雪地帯は、旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信更町、旧更北村、旧松代町を除いた地域。 ※7 旧東村の地域。

・県計及び小計の数字は市町村数、()内は地域数
 ・振興山村、特定農山村の()内は旧市町村数

28 「地域発 元気づくり支援金」の概要

1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共の団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

2 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共の団体等（県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体）

3 交付対象事業

自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業

事業区分	対象事業例
(1) 地域協働の推進	・地域協働に関するシンポジウムの開催 ・地域協働にもとづく道普請
(2) 保健、医療、福祉の充実	・障害者への理解を促進する講演会の開催 ・育児支援のための「遊びの教室」開講
(3) 教育、文化の振興	・文化伝統の保存・伝承事業 ・スポーツを通じた健康づくり・地域間交流事業
(4) 安全・安心な地域づくり	・住民支え合い災害マップの作成 ・自主防災組織の活性化支援
(5) 環境保全、景観形成	・公園や里山の遊歩道整備 ・花木の植樹 ・名水を活かした地域づくり、川の水質保全・周辺美化事業
(6) 産業振興、雇用拡大（観光）（農業）（林業）（商業）（その他）	・街歩きガイドブックの作成、そば祭りの開催、観光ボランティアの育成 ・地産地消フォーラムの開催、遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を利用した木炭の生産支援、森林体験事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催
(7) 市町村合併に伴う地域の連携の推進	・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
(8) その他	・外国籍県民との交流事業 ・地域紹介マップの作成 ・自治会主体の地区内循環バス運行事業

4 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、地方債、分担金・負担金、事業収入等の特定財源を控除した経費

【交付対象外経費】

- ①団体・施設の運営費や人件費
- ②用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③地方債の償還に充当する費用
- ④調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤食糧費（ただし一部事業を除く）

6 支援金の交付額

- (1) ハード事業 3分の2以内
- (2) ソフト事業 10分の10以内

市町村が地域づくり団体等を支援する総合補助金一覧

(平成22年4月1日現在)

市町村名	名称	補助対象者	補助率	担当課・係	電話番号
長野市	ながのまちづくり活動支援事業補助金	5人以上でまちづくりを行う市民活動団体等	・企画・研究部門 10/10 (限度額:10万円) ・実践活動部門 (1事業当たり3回限り) 1回目:8/10 (限度額:100万円) 2回目:6/10 (限度額:60万円) 3回目:4/10 (限度額:40万円)	市民活動支援課	026-224-5033
松本市	松本市地域福祉計画推進事業補助金	地区町会連合会又は地区福祉計画を推進する団体	4/5 (限度額:30万円)	福祉計画課	0263-34-3227
上田市	上田市わがまち魅力アップ応援事業	自治会 5人以上でまちづくりを行う市民活動団体	10/10 (限度額:150万円) 10/10 (限度額:100万円)	まちづくり協働課	0268-22-4100
岡谷市	岡谷市輝くまち賑わい創出事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】1/2以内 (3年を限度とする) (限度額:50万円) 【ソフト】2/3以内 (2年を限度とする) (限度額:20万円)	商業観光課 地域活性化担当	0266-23-4811
飯田市	地域づくりモデル活動支援事業、まちづくり応援事業助成金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・まちづくり委員会:1/2以内 (限度額:50万円) ・単位自治会、公民館分館:7/10以内 (限度額:25万円) ・上記以外の一般団体:7/10以内 (限度額:25万円)	企画課企画調整係	0265-22-4511
諏訪市	辻と小径のまちづくり事業	地域づくり団体	5/6 (限度額:1,000万円)	まちづくり男女共同参画推進課	0266-52-4141
小諸市	小諸市市民活動促進事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 限度額 1回目:20万円 2回目:15万円	市民課 ふれあい交流係	0267-22-1700
伊那市	伊那市地域づくり活動支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額:50万円)	政策推進課 地域振興係	0265-78-4111
駒ヶ根市	協働のまちづくり支援補助制度	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額:50万円) 原材料支援は40万円 市民団体設立支援は5万円)	企画財政課 企画振興係	0265-83-2111
中野市	中野市中心市街地まちづくり調査研究事業補助金	市長が特に認めた団体等	・調査研究費用:1/2以内 (限度額:30万円) ・調査研究の専門家派遣費用:10/10以内 (限度額:70万円)	政策情報課 政策推進係	0269-22-2111
	中野市活性化推進イベント支援事業補助金	特定任意団体	・中心市街地に賑わいをもたらす催し物等に要する費用 1/3以内 (限度額:50万円)	商工観光課 商業労政係	
大町市	きらり輝く協働のまちづくり事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10 (限度額:花づくり活動の部20万円、伝統文化の継承活動の部30万円、地域づくり活動の部150万円)	企画財政課	0261-22-0420
飯山市	飯山市悠久のふるさとづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】3/5以内 (限度額:共に50万円) 【ソフト】4/5以内 (限度額:共に50万円)	企画財政課 企画調整係	0269-62-3111
茅野市	茅野市公募・提案型補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2以内 (限度額:50万円)	企画課企画係	0266-72-2101
塩尻市	協働のまちづくり提案公募事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10以内 (限度額:20万円)	市民活動支援課	0263-52-0280
千曲市	千曲市コミュニティ振興対策事業補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】原則1/2~2/3以内 【ソフト】原則1/2以内 (共に限度額は事業により異なる)	企画課地域振興係	026-273-1111
東御市	東御市地域づくり活動補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2~10/10 (限度額:100万円)	市民課生活環境係	0268-64-5896
安曇野市	つながりひろがる地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2 (限度額:10万円)	まちづくり推進課 まちづくり推進担当	0263-71-2000

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
小 海 町	元気な地域づくり支援事業補助金	自治会	限度額：50万円	総務課	0267-92-2525
南 相 木 村	地区活動費	自治会		総務課総務係	0267-78-2121
北 相 木 村	北相木村集落活性化交付金	自治会	10/10 (限度額：50万円)	総務企画課	0267-77-2111
軽 井 沢 町	軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業補助金	住民5名以上で構成する団体（NPO法人含む）	1/2以内 (限度額：25万円)	企画課調整係	0267-45-8504
立 科 町	立科町がんばる地域応援事業交付金	自治会 町内企業 町民10名以上の団体	75/100以内 (限度額：7万5千円)	町づくり推進課	0267-56-2311
長 和 町	町民手づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	6/10 (限度額：20万円)	企画財政課 まちづくり政策係	0268-68-3111
青 木 村	青木村村民活動支援事業補助金	地域づくり団体	限度額：1団体20万円以内	総務課総務企画係	0268-49-0111
下 諏 訪 町	下諏訪力創造チャレンジ事業支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	10/10以内 (限度額：原則100万円)	総務課企画係	0266-27-1111
富 士 見 町	富士見区及び集落組合振興補助金	自治会		総務課企画統計係	0266-62-9332
原 村	おらほうのむらづくり事業	地域づくり団体	3/4 (限度額：100万円)	村づくり戦略推進室 企画係	0266-79-7942
辰 野 町	協働のまちづくり支援金事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：50万円	まちづくり政策課	0266-41-1111
箕 輪 町	まちづくり住民提案事業	地域づくり団体 NPO法人	限度額：原則10万円	経営企画課 企画財務係	0265-79-3111
飯 島 町	飯島町協働のまちづくり推進事業補助金	自治組織 まちづくり団体等	1/2以内（備品購入費は1/4以内） (限度額：20万円)	総務課 まちづくり推進室	0265-86-3111
南 箕 輪 村	南箕輪村地域活動支援事業補助金	地域づくり団体	1年目 2/3以内（限度額：30万円） 2年目以降1/2以内（限度額：20万円） (3年を限度とする)	総務課企画係	0265-72-2104
中 川 村	特色ある地域づくり事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	限度額：10万円（3年を限度とする）	振興課商工観光係	0265-88-3001
宮 田 村	地域づくり支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10 (限度額：15万円)	総務課企画情報係	0265-85-3181
松 川 町	まつかわ町民提案型まちづくり事業補助金	3人以上で構成される団体	【ソフト】3/4以内（限度額：30万円） 【ハード】1/2以内（限度額：50万円） (3年を限度とする)	総務課 まちづくり推進係	0265-36-7021
阿 南 町	まちづくり事業等支援要綱	地域づくり団体・自治会	7/10 (限度額：3年間で100万円 1年間30万円を限度として3年間)	総務課企画財政係	0260-22-2141
	集落コミュニティ振興交付金	集落区			
阿 智 村	村づくり委員会事業	5人以上の住民で構成される団体	10/10以内	協働活動推進課 協働活動係	0265-43-2220
	自治会活動支援金交付事業（モデル事業分）	自治会	10/10以内		
下 條 村	地域づくり交付金	自治会	10/10 (限度額：12万～24万円)	総務課企画財政係	0260-27-2311
天 龍 村	いきいき活動支援金	5人以上の住民で構成される団体	【ハード】2/3以内 【ソフト】10/10以内 【助成型】5万円以内	総務課 むらづくり推進係	0260-32-2001
泰 阜 村	地域活性化活動等助成金	地域づくり団体・自治会	・生活環境の整備：8/10 ・イベントの開催：5/10 (限度額：共に10万円)	総務課 村づくり振興係	0260-26-2111
喬 木 村	地域活性化創造支援金	地域づくり団体 自治会	【ハード】2/3 【ソフト】10/10 (限度額：共に100万円)	企画財政課	0265-33-5129

地域振興関係

市町村名	名 称	補助対象者	補 助 率	担当課・係	電話番号
豊 丘 村	自らつくる地域づくり事業 交付金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】8/10以内 【ソフト】10/10以内 (限度額：ハード200万円、ソフト50万円)	総務課企画財政係	0265-35-9050
上 松 町	上松町まちづくり交付金	地域自治組織	限度額：5万円	総務課 まちづくり推進室	0264-52-2001
南 木 曾 町	地域づくり支援事業補助金	地域振興協議会	10/10以内	総務課企画財政係	0264-57-2001
木 祖 村	地域づくり活性化補助金	自治会 地域自治協議会 地域づくり団体	10/10 (限度額：10万円)	総務課企画係	0264-36-2001
大 桑 村	地域景観整備事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	1/2以内 (限度額：30万円)	総務課企画係	0264-55-3080
木 曾 町	木曾町まちづくり活動推進 事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・一般分1/2 (限度額：30万円) ・特認分10/10以内 (限度額：50万円)	企画財政課	0264-22-4287
池 田 町	池田町元気なまちづくり 事業補助金	自治会 地域づくり団体 NPO法人	10/10 (限度額：30万円)	町づくり推進課 自治振興係	0261-62-3129
麻 績 村	麻績村コミュニティ事業補 助金	地域づくり団体 自治会	9/10 (限度額20万円)	村づくり推進課	0263-67-3001
山 形 村	協働の村づくり推進事業補 助金	地域づくり団体 自治会	10/10	総務課企画振興係	0263-98-3111
松 川 村	松川村地域づくり活動活 性化支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1回目：10/10 (限度額：100万円) ・2回目：2/3 (限度額：60万円) ・3回目：1/3 (限度額：40万円) (3回を限度とする)	総務課政策企画係	0261-62-3111
白 馬 村	白馬村地域づくり事業補助 金	地域づくり団体 自治会	1/3～2/3 (限度額：15万円)	総務課企画係	0261-72-5000
小 谷 村	小谷村集落起業事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】10/10 (限度額：原則50万円) 【ソフト】1/2 (限度額：原則15万円)	総務課企画財政係	0261-82-2001
坂 城 町	地域づくり活動支援事業	地域づくり団体 自治会	10/10以内 (限度額：自治区30万円、団体5万円)	企画政策課 まちづくり推進室	0268-82-3111
小 布 施 町	コミュニティ振興対策事業 補助金	地域づくり団体 自治会	【ハード】3/4以内 【ソフト】1/2以内 (限度額：事業により異なる)	行政経営部門 総務グループ	026-247-3111
	まちづくり活動補助金	地域づくり団体	・1年目 3/4以内 (限度額：300万円) ・2年目 2/3以内 (限度額：300万円) ・3年目以降1/2以内 (限度額：100万円)		
高 山 村	自治区施設整備等補助金	自治会	1/3～3/5	総務課総務係	026-245-1100
飯 綱 町	飯綱町まちづくり活動支援 事業	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・対象経費が5万円未満の事業 10/10以内 (限度額：4万円) ・対象経費が5万円以上20万円未満の事業 4/5以内 (限度額：10万円) ・対象経費が20万円以上の事業 1/2以内 (限度額：20万円)	まちづくり推進課	026-253-2511
小 川 村	小川村地域づくり活動支援 補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・1年目：10/10 (限度額：30万円) ・2年目：7/10 (限度額：20万円) ・3年目：5/10 (限度額：15万円) (3年を限度とする)	総務課村づくり係	026-269-2323
山ノ内町	地域活性化事業支援補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区、自治会9/10 (限度額：45万円) ・その他団体 7/10 (限度額：27万円)	総務課企画財政係	0269-33-3111
木 島 平 村	協働のむらづくり支援金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	【ハード】2/3以内 (限度額40万円) 【ソフト】10/10以内 (限度額20万円)	総合政策課 企画財政係	0269-82-3111
野沢温泉村	野沢温泉村地域活性化支 援事業補助金	地域づくり団体 自治会 NPO法人	・行政区 4/5以内 (限度額：30万円) ・団体 3/5以内 (限度額：20万円)	総務課企画財政係	0269-85-3111
栄 村	集落支援交付金	自治会		総務課行政防災係	0269-87-3111

29 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）のしくみ

（適用期間:平成22年4月1日～平成23年3月31日）

ふるさと融資は、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって魅力ある地域づくりの推進に寄与するために、ふるさと財団の支援を得て民間事業者等に無利子資金の貸付を行う事業です。

貸付主体	都道府県又は市町村（地域総合整備財団（ふるさと財団）の審査結果に基づき融資を行う）
------	---

貸付対象者	第3セクターを含む法人の民間事業者
-------	-------------------

貸付対象事業	<p>地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた事業で、以下の要件を満たす場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規雇用者増加 …都道府県・指定都市からの融資 10人以上 …市町村からの融資 5人以上 設備投資総額 …2千5百万円以上（用地費除く。） 事業共用開始 …用地取得等の契約後5年以内 対象事業の性格 …公益性、適度の事業収益性等の観点から実施されるものであること。 <p>※ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者に売却又は分譲する予定の事業 風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設
--------	--

21世紀を切り開く緊急経済対策に基づく時限的措置による限度額等が上げられています。

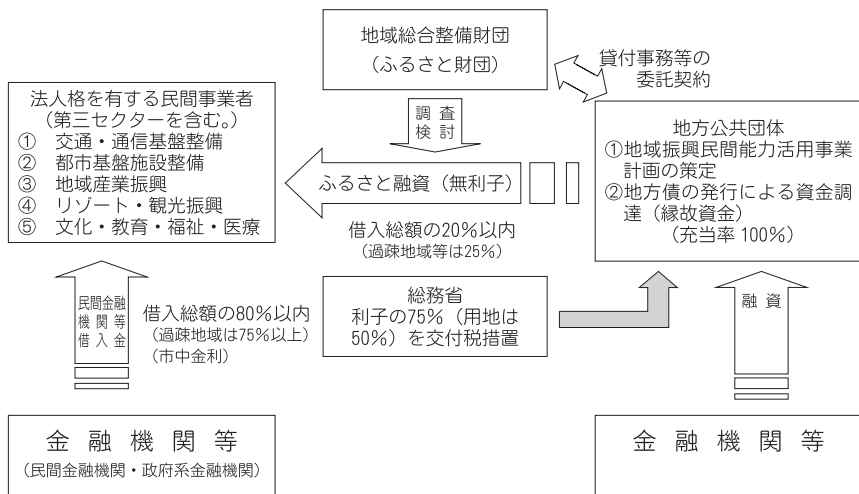
貸付限度額	市町村（政令指定都市以外）からの融資を受ける場合					
		通常の地域		過疎・みなし過疎（旧過疎地域に限る）、 離島地域、特別豪雪地帯		
		一般の地域	沖縄 地域再生計画認定地域 地産力創造推進地域	一般の地域	沖縄 地域再生計画認定地域 地産力創造推進地域	定住 自立圏
	通常施設	6億円	7.5億円	7.5億円	9.3億円	9.3億円
複合施設	9億円	11.2億円	11.2億円	14.0億円	14.0億円	
融資比率	20%		25%		25%	
	<p>(注) 1 「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものをいう。</p> <p>2 融資上限額は、対象事業に係る借入金総額に融資比率を乗じた額と、融資限度額のいずれか小さい額とする。（なお、融資額は概ね5百万円以上とする。）</p> <p>3 平成19年度から、貸付団体が市町村（政令市除く）であり、一般の地域、通常施設については、特別措置が解除され、7億円から6億円に減額されている。</p>					

貸付利率及び償還期限	<p>●貸付利率 無利子</p> <p>●償還期間 5年以上15年以内（うち5年以内の据置期間を含む）</p>
------------	---

担保	民間金融機関等の保証が必要です。
----	------------------

貸付主体への財政措置	<p>地方公共団体は、ふるさと融資の原資を地方債で調達します。 （地方総合整備資金貸付事業債（充当率100%：繰越資金）） この地方債の利子75%（用地分は50%）は、普通交付税で地方公共団体に対して補てんされます。</p>
------------	--

ふるさと融資のしくみ



ふるさと融資の具体的な事務の流れ（平成21年9月）

	手順	事業者	貸付団体 (市町村)	※都道府県	財団	備考（注2）		
相 談	事前相談・調整	←→	←	→		企 画 調 整 課		
	ふるさと融資制度の利用の協議	→	○				これ以前に着手した案件は利用を認めない	
	借入申込み及び総合的な調査・検討依頼	→	→	→	○		随時（注3） 〈長野県経由〉	
	補足資料等の提出・調整	←	←	←			（注4）	
	案件検討会				○			
	借入申込内容確認書の提出依頼	←	←	←			案件検討会終了次第、随時	
	借入申込内容確認書の提出（注1）	→	→	→			〈長野県経由〉	
	調査委員会				○			
	総合的な調査・検討の結果通知（総務省から起債同意等予定額の通知）			←	←		○	〈長野県経由〉 第1回＝7月下旬 第2回＝2月下旬
	貸付決定通知	←						
貸 付 実 行	事務委託契約			←	→			
	実行関係事前調査	←→	←	→				
	民間金融機関等借入金融資産実行・事業費の支払い	○				管理課 貸付実行日（同日含む） までに完了のこと		
	起債		○			（注5）		
	貸付金を財団口座へ振込		→	→	→			
	貸付金を事業者口座へ振込	←	←	←				
	完了報告	→	→	→		毎償還日（半年に一度）		
償 還	償還金を財団口座へ振込	→	→	→		管理課		
	償還金を貸付団体口座へ振込		←	←				
	借入金残高状況報告	→				毎決算期 財団への提出は不要		

※上図の「都道府県」の列は貸付団体が都道府県又は政令市の場合、省略。

注1）書面による内定通知が必要な場合には、財団に直接相談してください。

注2）備考欄に〈都道府県経由〉と記載された手続以外は、原則として都道府県の経由は不要。

注3）財団への総合的な調査・検討依頼書提出時までに、貸付団体において貸付要綱を定めること。

注4）補足資料の提出及び質問状のやりとりは、財団と事業者との間で直接行う。

ただし、財団から事業者に対して質問状を送付する場合及び補足資料の提出を依頼する際は、貸付団体にも参考に送付する。

また、事業者から財団に質問への回答・補足資料を提出する際も同様に、貸付団体にも参考に送付する。

注5）起債に係る予算措置は、当初予算において措置するか、又は貸付実行時までに行う。

30 コミュニティ助成事業のしくみ

事業趣旨

（財）自治総合センターは、宝くじ受託事業収入を財源とし、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うため、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

事業実施主体

- (1) 市町村
- (2) 市町村が認めるコミュニティ組織（自治会・町内会等）
- (3) 市町村が認める自主防災組織

助成事業

事業名	助成金 (10万円単位)
(1) 一般コミュニティ助成事業	100万～250万
(2) 自主防災組織育成助成事業	30万～250万
(3) コミュニティセンター助成事業	総事業費の3/5以内 (1,500万円を限度)
(4) 青少年健全育成助成事業	30万～100万

なお、(1)一般コミュニティ助成事業及び(2)自主防災組織育成助成事業については、（財）長野県市町村振興協会においても同様の助成を行っています。

平成22年度 決定状況

事業名	決定	
	件	千円
(1) 一般	69	141,100
(2) 自主防災	4	4,700
(3) コミュニティセンター	3	29,300
(4) 青少年健全育成	3	2,300
計	79	177,400

